

「サービス利用者のIDカード(シムカード) 登録についての情報技術・通信省布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。
日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● サービス利用者の I D カード（シムカード）登録についての情報技術・通信省布告

第一項

王国全域での金額補充式のサービス利用者の I D カード（シムカード）の売買において、購入者は販売者に対して以下のいずれかの証拠書類を提示しなければならない。

- （一）国民証
- （二）公務員証
- （三）運転免許証
- （四）許可書を取得した教育機関により発行された生徒／学生証
- （五）外国人労働証明証
- （六）国の部署により発行された顔写真付きのその他カード
- （七）外国のパスポート

購入者の氏名確認における証拠とするために、携帯電話事業者は氏名とその電話番号に合致した一三ケタの身分証明番号を保管しなければならない。

第二項

王国内全域での金額補充式のサービス利用者 I D カード（シムカード）の所有者でその所有を報告していない者は、携帯電話事業者が定めた場所において第一項（一）から（七）までに基づくいずれかの証拠書類を呈示して所有を報告しなければならない。

携帯電話事業者は所有者の氏名確認における証拠とするためにその氏名、その電話番号と合致した一三ケタの身分証明番号を保管しなければならない。

ここに、仏暦二五四八年（西暦二〇〇五年）一二月三十一日までにしなければならない。

第三項

パッタニ県、ヤラー県、ナラティワート県で携帯電話サービス利用を希望する補充式のサービス利用者 I D カード（シムカード）の所有者は、仏暦二五四八年十一月一五日までに第二項の方法に基づき所有を報告しなければならない。

第四項

ソンクラ県、パッタニ県、ヤラー県、ナラティワート県にある以下の営業所は、第二項に基づく携帯電話事業者が定めた場所に加えて報告場所とする。

- （一）TOTの顧客サービスセンター
- （二）CATテレコム of 顧客サービス事務所
- （三）郵便局及び郵便取扱所

仏暦二五四八年十一月一日布告